

## 足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱

### (目的等)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定及びその趣旨に基づき、足立区の職員等の内部公益通報及び内部通報について、必要な事項を定めることにより、内部通報を行った者等の保護を図るとともに、違法行為等の是正等を通じて、職務に係る法令遵守を確立し、もって区政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

2 内部通報に関し必要な事項は、法律その他の別の定めのあるもののほかは、本要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 足立区（以下「区」という。）の職員であつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第1号及び第3号に掲げる職にある職員、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び法第22条の3の規定による臨時的任用職員をいう。

(2) 職員等 次に掲げるものをいう。

ア 職員

イ 区立学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員及び区に勤務する他自治体が給与等を負担する職員

ウ 区が労働者派遣の役務の提供を受ける場合における当該派遣労働者及び派遣労働者の派遣元の事業者の役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令等の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。）

エ 事業者が区との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該事業に従事する労働者及び当該事業者の役員

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う区の施設の管理業務に従事する者及び当該指定管理者の役員

カ アからオまでに掲げる者であつた者

キ 区の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者

(3) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則、規程及び要綱をいう。

(4) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(5) 内部公益通報 公益通報者保護法第3条第1号及び第6条第1号に定める職

員等が役務提供先である区に対して行う公益通報をいう。

- (6) 内部通報 内部公益通報及び第8条第1項に規定する違法な事実に関する区への通報をいう。
- (7) 通報者 内部通報を行った職員等をいう。
- (8) 相談 内部通報に関する相談をいう。
- (9) 調査協力者 内部通報に関する調査に協力した者をいう。
- (10) 通報者等 通報者、内部通報に該当する事案の報告又は相談を行った職員をいう。
- (11) 不利益な取扱い 懲戒処分、不利益な配置の変更等人事上若しくは処遇上の差別取扱い又は嫌がらせ等の事実上の行為などをいう。
- (12) 公益監察員 次条第1項の規定により設置されたものをいう。
- (13) 公益監察事務局 ガバナンス担当部長及びコンプライアンス推進担当課をいう。
- (14) 職員の上司 職員の職制上の上司に当たる係長以上の職員をいう。

(公益監察員の設置)

第3条 区長は、職員等の内部通報を公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に処理するため、公益監察員委託契約（以下「委託契約」という。）により、公益監察員を設置する。

2 各公益監察員は、職員の任命権者（以下「区長等」という。）及びその他の者から独立して職務を行うものとする。ただし、相互に協力することを妨げない。

(公益監察員の資格)

第4条 公益監察員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 弁護士
- (2) 公認会計士
- (3) 前各号に掲げる者のほか、区の財務管理、事業の経営管理その他の行政運営に関し優れた識見を有する者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益監察員になることができない。

- (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第7条に規定する欠格事由又は公認会計士法（昭和23年法律第103号）第4条に規定する欠格条項に該当する者
- (2) 懲戒処分により、弁護士又は公認会計士の業務を停止されている者
- (3) 区長、副区長若しくは教育長又は国会議員、都議会議員若しくは区議会議員の職にある者
- (4) 前号の職にあった者
- (5) 職員

(公益監察員の職務)

第5条 公益監察員は、次の職務に従事する。

- (1) 内部通報の受付、調査、報告及び公表に関すること。
- (2) 不利益な取扱いの申出等の受付、調査、報告、勧告及び公表に関すること。
- (3) 内部通報をしようとする職員等からの当該事案に係る違法性の有無等に関する事前相談に関すること。
- (4) 処分又は勧告等をする権限を有する行政機関の教示に関すること。
- (5) 公益監察事務局等に対する必要な助言及び公益監察事務局との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務  
(公益監察事務局の役割)

第6条 公益監察事務局は、公益監察員の指揮監督の下で、内部通報に関する相談、内部通報の受付等を行うとともに、その他の内部通報対応業務に従事する。

- 2 公益監察事務局の責任者は、総務部ガバナンス担当部長とする。  
(公益通報対応業務従事者の指定)

第7条 公益通報者保護法第11条第1項の公益通報対応業務従事者として、公益監察員、第19条第1項の補助員及び公益監察事務局の職員（以下「公益監察員等」という。）を指定する。

- 2 前項の公益監察員等に対しては、これらの職務に就いたときに公益通報者保護法第12条の義務及び同法第21条の罰則を明示した書面を交付するものとする。  
(内部通報の手続)

第8条 職員等は、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的でなく、区の事務事業、区が出資する団体の出資目的に係る事務事業、区から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者における当該事務事業の執行に関し、次の各号のいずれかに該当する行為（以下「違法な事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、公益監察員又は公益監察事務局に通報することができる。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがある行為（不作為を含む。次号において同じ。）
  - (2) 人の生命、身体、財産その他権利利益を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある行為
- 2 前項の規定にかかわらず、職員等は、通報する事項が人事上の処遇に関するものに該当する場合は、通報をすることができない。
  - 3 内部通報は、内部通報を行う職員等の氏名、住所及び連絡先、違法な事実の内容並びに当該違法な事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由等を記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）を郵便、電子メール等による送付、面談

その他の方法により知らせることにより行う。

- 4 通報者は、匿名により通報し、又は相談することができる。この場合において通報者は、電話番号、電子メールアドレスその他通報者との間で、適切に情報伝達ができる方法を公益監察員又は公益監察事務局に知らせるものとする。
- 5 職員は、職員の上司に対しても、内部通報に該当すると思料する事案に関する報告又は相談を行うことができる。
- 6 職員等は、内部通報をするに当たっては、当該通報内容を裏付ける資料、関係者による申立て等に基づき行うものとする。
- 7 職員等は、公益通報者保護法第3条第2号又は第3号に該当する場合は、第1項に掲げる者以外の者で是正のために相当と認められる者に対して通報することができる。

(独立性の確保及び利益相反の排除)

第9条 区長等は、公益監察員等による内部通報対応業務に関して、区長その他区の幹部からの独立性を確保する措置を取らなければならない。

- 2 区長等及び公益監察員は、通報者又は被通報者と父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹又は伯父・叔父若しくは伯母・叔母の親族関係にある者、調査の結果によって実質的に不利益を受ける者その他当該内部通報事案に関係する者を当該内部通報対応業務に関与させてはならない。

(内部通報等に関する情報の守秘義務等)

第10条 公益監察員等並びに職員から内部通報該当事案の報告又は相談を受けた当該職員の上司、内部調査及び是正措置に従事する所管部課長等(以下「内部通報等を受けた上司等の職員」という。)は、正当な理由がなく、これらの業務を通じて知り得た秘密(以下「内部通報等に関する秘密」という。)及び通報者等を特定させる事項を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(内部通報等に関する情報の範囲外共有の防止)

第11条 公益監察員等及び内部通報等を受けた上司等の職員は、内部通報等に関する秘密及び通報者等を特定させる事項については、公益監察員等及び内部通報等を受けた上司等の職員の範囲に限り共有するものとし、正当な理由がない限り、当該範囲を超えて共有してはならない。

(通報者等の探索の防止)

第12条 公益監察員等及び内部通報等を受けた上司等の職員は、匿名若しくは仮名と思われる通報又は連絡先が不明の場合等に、通報者等を特定した上でなければ必要が高い調査が実施できない等やむを得ないときを除いて、通報者等を特定する行為(以下「探索」という。)を行ってはならない。

(秘密保持)

第13条 区、公益監察員等及び内部通報等を受けた上司等の職員は、本要綱に定める

場合のほか、法令等に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報についての秘密を保持しなければならない。

(不利益な取扱いの禁止等)

第14条 区長等は、職員に対して、内部通報、内部通報に該当する事案の報告若しくは相談（以下「通報等」という。）をしたこと、又は内部通報に関する調査に対する協力（以下「調査協力」という。）をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 通報等をしたこと、又は調査協力をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた職員は、その旨を公益監察員又は公益監察事務局に申し出ることができる。この場合において、当該職員が当該通報等を行った後、又は調査協力をした後に受けた不利益な取扱いは、特段の理由がない限り、当該通報等又は調査協力をしたことを理由としてなされたものと推定する。

(損害賠償の制限)

第15条 区は、公益通報者保護法第7条の規定により、内部通報によって損害を受けたことを理由として、当該内部通報をした通報者に対して、損害賠償を請求しないものとする。

(公益監察員の除斥)

第16条 公益監察員は、自己又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹又は伯父・叔父若しくは伯母・叔母の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については関与することができない。

2 前項に該当する場合には、公益監察員は、その旨を内部通報を行う職員等又は通報者に説明したうえ、他の公益監察員に当該事案を移送する。

(公益監察員等における内部通報の受付)

第17条 公益監察員又は公益監察事務局は、内部通報があったときは、誠実にその内容を聴取し、趣旨の把握に努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときその他正当な理由があるときは、内部通報を行う職員等に理由を説明して、公益監察員においては受付を、公益監察事務局においては受付又は受理をしないことができる。

(1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正な目的であることが明らかな場合

(2) 違法な事実でないことが明らかな場合

(3) 内部通報を行う職員等に内部通報の内容について説明を求めても、当該内部通報に係る行為を行った者又は当該行為の内容を把握できず、その結果、調査ができない場合

(4) 解決済みの案件等に関する通報である場合

3 公益監察員は、内部通報を受けたときは、受理又は不受理等に関する意見を付して

公益監察事務局に通知する。

- 4 公益監察事務局は、内部通報を受けたとき又は前項の通知を受けたときは、直ちにその概要（当該通報者の氏名及び当該通報者を特定させるものを除く。）及び当該内部通報に係る受理又は不受理等の判断を区長に報告しなければならない。ただし、区長に関係するおそれがある事案については、副区長に報告するものとする。
- 5 区長及び副区長の内部通報事案への対応については、第10条から第13条の規定を準用するものとする。この場合において、「公益監察員等並びに内部通報又は相談を受けた職員の上司、内部調査及び是正措置に従事する所管部課長等（以下「内部通報等を受けた上司等の職員」という。）」とあるのは、「区長又は副区長」と読み替えるものとする。
- 6 公益監察事務局は、内部通報の受理又は不受理の決定後、決定結果を通報者及び公益監察員に対し、速やかに通知しなければならない。ただし、連絡先が明らかでない通報者又は通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。
- 7 公益監察事務局及び公益監察員は、区が処分又は勧告等をする権限を有しない内部通報がなされたときは、通報者に対して、これらの権限を有する行政機関等（以下「権限を有する行政機関等」という。）を教示しなければならない。

（内部通報の調査）

- 第18条 公益監察員は受理を決定した内部通報において、正当な理由がある場合を除いて、直ちに調査を開始しなければならない。
- 2 前項の調査にあたっては、職員等はこれに協力しなければならない。
  - 3 公益監察員は、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を通報者に対し内部通報を受理した日から20日以内に通知しなければならない。ただし、連絡先が明らかでない通報者又は通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。
  - 4 公益監察員は、前項により通知したときは、区長にその旨を報告しなければならない。ただし、区長に関係するおそれがある事案については、この限りでない。
  - 5 公益監察員は、調査の実施にあたっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分配慮しなければならない。次条第1項により、内部通報に係る調査等を公益監察事務局に補助させる場合も同様とする。
  - 6 第2項の規定により調査に協力した職員等は、調査に協力した事実及びこの調査により知り、又は知り得た事実を漏らしてはならない。
  - 7 公益監察員は第1項の調査に当たって必要と認めるときは、庁内関係所管又は区の事務事業等の執行に関係を有する者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
  - 8 公益監察員は第1項の調査にあたって、当事者から聴取を行わなければならない。ただし、聴取等を行うことで犯罪行為等の証拠が隠滅されるおそれがあるときその他

正当な理由があるときは、この限りでない。

- 9 調査により区が処分又は勧告等をする権限を有しないことが判明したときは、通報者の連絡先が明らかでない場合を除き、前条第7項の規定を準用する。

(調査の補助)

第19条 公益監察員は、内部通報に係る調査等の事務を公益監察事務局の職員又は区長が別に定める要領により認めた者（以下「補助員」という。）に補助させることができる。

- 2 公益監察員は、調査等が適正かつ円滑に行われるよう公益監察事務局の職員及び補助員（以下「公益監察事務局の職員等」という。）を指揮監督しなければならない。
- 3 公益監察事務局の職員等は、公益監察員の事務を補助したことに関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 公益監察事務局の職員等は、自らが関係する通報事案の処理に関与することはできない。

(調査結果の報告及び公表等)

第20条 公益監察員は、調査の結果、当該内部通報に係る職員又は事務事業に関し、違法な事実が存在すると認めたときは、是正措置等についての意見を付して、その内容を証する資料とともに区長に報告しなければならない。

- 2 公益監察員は、調査の結果、当該内部通報に係る事務事業に関し、違法な事実の存在が認められなかったとき又は調査を尽くしても違法な事実の存否が判明しないときは、その旨を区長に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、通報者の氏名及び通報者を特定させるものについては報告しない。ただし、特に必要があると認める場合において、あらかじめ通報者の同意を得たとき又は通報者から特に依頼があったときには、報告することができる。
- 4 公益監察員は、区長が正当な理由なく第25条第1項に規定する是正措置をとらないときは、これを自ら公表する等相当の措置をとるものとする。

- 5 公益監察員は、調査の結果を通報者に通知しなければならない。ただし、連絡先が明らかでない通報者又は通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

(職員の上司に対する内部通報該当事案の報告等)

第21条 職員は、第8条第5項により、内部通報に該当すると思料される違法な事実について職員の上司に報告するときは、できる限り当該報告の内容を裏付ける資料（以下「関係資料」という。）及び第8条第3項の書面により行うものとする。

- 2 職員の上司は、前項の報告を受けた場合には、誠実にその内容を聴取する。
- 3 職員の上司は、第1項の報告を受けた場合は、速やかに当該職員とともに当該報告を所管する課長又は部長（以下「所管部課長」という。）に対して、報告内容を説明するものとする。ただし、当該所管部課長が当該報告内容に係るおそれがあるとき、当該報告が秘密保持の必要性が高いときその他説明することが適切でない場合は、

第8条第3項の書面及び関係資料により直ちに公益監察事務局に通報するとともに、報告をした職員にその旨を知らせなければならない。

- 4 第1項の報告を受けた職員の上司及び前項の説明を受けた所管部課長は内部通報等に関する秘密及び当該報告を行った職員を特定する情報を第三者に漏えいしてはならず、又当該報告の内容についてみだりに第三者に共有してはならない。
- 5 第1項の報告又は第3項の説明を受けた所管部課長は、速やかにその概要を書面（当該報告をした者の氏名及びその者を特定させる情報を除く。）により、区長、副区長（教育委員会の職務権限に属する事項に関する通報については、教育長を含む。）及び公益監察事務局に報告するとともに、公益監察事務局に第8条第3項の書面及び関係資料を提出しなければならない。ただし、報告を受けるべき者のうち、いずれかが関係するおそれがある場合その他報告することが適切でない場合は、第8条第3項の書面及び関係資料により直ちに公益監察事務局に通報し、その旨を当該報告をした職員に知らせるものとする。
- 6 前項前段の報告を受けた公益監察事務局は、事案の概要及び関係資料等を直ちに公益監察員に提出し、今後の調査等に関する公益監察員の意見を聴くものとする。
- 7 区長は、第5項前段の報告を受けたときは、今後の調査等に関する公益監察員の意見を聴き、調査を行う場合には、事案の内容、利益相反の排除等について十分考慮したうえで、速やかに公益監察員における調査若しくは権限を有する行政機関等への事案の移送又は所管部課長その他の職員を責任者とする調査（以下「内部調査」という。）を命じなければならない。ただし、調査を行うまでもなく、改めなければならないことが明らかな場合は、この限りでない。
- 8 公益監察事務局は、前項の結果を所管部課長及び公益監察員に通知する。
- 9 所管部課長は、第1項の報告を受けた日から20日以内に前項の通知を当該報告をした職員に知らせるものとする。
- 10 第1項の報告をした職員は、前項において所管部課長から調査を行わないと知らされたとき、又は報告した日から20日を経過しても前項の通知を知らされないときは、その経過を付して第8条第3項の書面及び関係資料により、公益監察員又は公益監察事務局に内部通報することができる。
- 11 職員は第2条第2号イからキまでのいずれかに該当する者から内部通報に該当する事案の相談等を受けたときは、通報先として公益監察事務局を教示するものとする。

（内部調査の方法等）

第22条 区長その他の区の幹部、前条第7項の内部調査の責任者（以下「調査責任者」という。）及び内部通報事案に関する内部調査に従事する職員は、内部調査に当たっては第9条から第13条までの規定を遵守しなければならない。

- 2 内部調査については、第18条第1項、第2項、第5項前段及び第6項から第9項



まで規定を準用するものとする。この場合において、「公益監察員」とあるのは、「調査責任者」と、「通報者」とあるのは、「報告をした職員」と読み替えるものとする。

- 3 調査責任者は、調査の開始に当たって、あらかじめ調査すべき事項並びに調査の方法、対象及び日程等について公益監察員及び公益監察事務局に説明し、助言を受けるものとする。
- 4 調査責任者は、調査の手續、法的見解その他必要な事項について、公益監察員及び公益監察事務局に助言を求めることができる。
- 5 調査責任者は、調査結果を区長に報告するときは、あらかじめ当該調査結果等に関する公益監察員の意見を付して報告するものとする。
- 6 内部調査の報告等については、第20条第1項から第3項まで及び第5項の規定を準用する。この場合において、「公益監察員」とあるのは、「調査責任者」と、「通報者」とあるのは、「報告をした職員」と読み替えるものとする。

(不利益な取扱いの申出等に関する調査等)

- 第23条 職員は、通報等又は調査協力をしたことにより、不利益な取扱い、第10条、第11条又は第12条の規定に反する通報者等を特定させる情報の漏えい、通報者等を特定させる情報の範囲外共有又は通報者等の探索が行われたときは、公益監察員又は公益監察事務局に苦情の申出（以下「不利益な取扱いの申出等」という。）を行うことができる。
- 2 第17条の規定は、不利益な取扱いの申出等について準用する。この場合において、同条中「内部通報」とあるのは「不利益な取扱いの申出等」と、「内部通報を行う職員等」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。ただし、公益監察員等が当該苦情に係る行為に関与したおそれがある場合は、当該公益監察員等は、当該苦情申出に係る調査等に従事することができない。
  - 3 前項に定める不利益な取扱いの申出等のうち、職員に対する懲戒処分その他の不利益な処分については特別区人事委員会に対する審査請求により、人事評価に関する不利益な取扱いについては人事評価（定期評価）実施要領に基づく人事当局への定期評価に係る苦情相談により、それぞれ対応するものとする。
  - 4 前項の場合、公益監察事務局は、通報者等又は調査協力者が不利益な取扱いの申出等を行ったことについて人事課長に通知するものとする。
  - 5 不利益な取扱いの申出等のうち、給与等の勤務条件に関するものについては、特別区人事委員会に対する措置要求により対応するものとする。
  - 6 第3項及び前項の結果について、人事課長は、公益監察事務局を通じて公益監察員に通知しなければならない。
  - 7 第18条及び第19条の規定は、不利益な取扱いの申出等に関する調査について準用する。この場合において、これらの規定中「内部通報」とあるのは「不利益な取扱いの申出等」と、「通報者」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。

8 公益監察員は、前項の規定により準用される第18条の調査の結果、通報者等又は調査協力者が不利益な取扱い等を受けたと認めるときは区長等に対し、当該不利益な取扱いの中止及びその他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

9 公益監察員は、前項の規定による勧告をした場合において、区長等が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(捜査当局による捜査等との関係)

第24条 内部通報が公益通報者保護法第2条第3項第1号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする場合の捜査及び公訴については、本要綱の規定にかかわらず、刑事訴訟法の定めるところによるものとする。

(区長等が講じる措置)

第25条 区長は、第20条第1項に規定する公益監察員の報告を受けたときには、速やかに調査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うとともに、公益監察員の意見を尊重し、違法行為等を是正し、再発を防止するために必要な措置(以下「是正措置」という。)を講じるものとする。

2 区長等は、職員が内部通報等をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、速やかに是正及び再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

3 区長等は、職員が自ら関与している違法な行為について内部通報をした場合には、当該職員の懲戒処分については、通常処分より軽減することができる。

4 区長は、是正措置を講じた場合は、その内容を利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、公益監察員及び通報者に通知しなければならない。ただし、第20条第5項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

5 区長は、是正措置の実効性を確保するために必要と認めるときは、違法な事実を公表することができる。ただし、通報者に不利益な取扱いが及ぶおそれがあるときはこの限りでない。

6 区長等は、第23条第8項の勧告を受けたときには、速やかに調査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うとともに、公益監察員の意見を尊重し、是正措置を講じるものとする。

7 区長等は、前項の是正措置を講じた場合は、その内容を公益監察員及び通報者に通知しなければならない。

8 区長は、内部通報にかかる事実がないことが判明した場合で、関係者の名誉が害されたと認めるときは、関係者の名誉を回復させるため必要な措置を講じるものとする。

9 前各項の規定は、内部調査についての調査責任者からの報告を受けたときに準用する。この場合において、「公益監察員」とあるのは、「調査責任者」と、「通報者」とあるのは、「報告をした職員」と読み替えるものとする。

(是正措置等の確認等)

第26条 区長は、前条第1項の是正措置をとった後、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置をとらなければならない。

(委託契約の解除)

第27条 区長は、公益監察員が第4条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき又は同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該公益監察員との委託契約を解除しなければならない。

2 区長は、公益監察員が次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約を解除することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2) 委託契約に係る義務に違反する事実があると認めるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、当該公益監察員と契約を締結していることが不相当と認められるとき。

3 公益監察員は、内部通報を受理した事案で、契約解除又は契約期間の満了時に調査が完了していないものについては、新たに委託契約を締結した者に当該調査関係の資料等を引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、公益監察事務局が当該資料等の引渡しを受け、新たに委託契約を締結した者に引き継ぐことができる。

(公益監察事務局の職員等の配置及び研修等の実施)

第28条 区長は、公益監察事務局の職員及び責任者（以下「公益監察事務局の職員」という。）に内部通報対応業務に必要な適性及び能力を有する職員を配置するよう努めるものとする。

2 区長は、職員等に対して、定期的な研修、説明会等の開催その他適切な方法により、公益通報者保護法、本要綱に定める内部通報の受付窓口、内部通報対応体制等について、十分に教育及び周知を行うものとする。

3 区長は、公益監察事務局の職員及び内部調査責任者その他内部通報対応業務に従事する者に対して、内部通報者を特定させる事項の取扱いを含む内部通報等に関する知識及び技能の向上を図るため、定期的な教育及び研修等を行わなければならない。

(内部通報対応の評価及び運用状況の公表)

第29条 区長は、毎年度、内部通報対応の体制に関する公益監察員の意見を付して、内部通報の件数及び主な内容等の運用状況について、公表しなければならない。ただし、通報者が特定される情報を公表してはならない。

(運用上の注意)

第30条 この要綱の運用にあたっては、区長は、関係者の利益が不当に侵害されないように配慮しなければならない。

2 区長は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定

めた上で、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

3 公益監察員は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

4 公益監察員は、処理が完了した事案に係る記録及び関係資料については、公益監察事務局に引き渡さなければならない。

(委託契約期間及びその特例)

第31条 委託契約期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、区長が認めた者については、4回を限度として更新することができる。

(委任)

第32条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則 (17足総総発第2800号 平成18年3月28日区長決定)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる通報について適用し、同日前に行われたものについては適用しない。

付 則 (21足総コ発第19号 平成21年5月22日副区長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則 (21足総法発第260号 平成22年6月22日副区長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

付 則 (22足総法発第488号 平成22年11月15日区長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、平成22年9月30日から適用する。

付 則 (28足総コ発第252号 平成29年2月22日総務部長決定)

この要綱は、平成29年2月22日から施行する。

付 則 (30足総コ発第174号 平成30年9月10日区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。ただし、第5条第2項の削除規定及び第19条の追加規定は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (31足総コ発第108号 令和元年5月17日区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (31足総コ発第252号 令和元年7月5日総務部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (2足総コ発第289号 令和2年9月10日総務部長決定)

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則 (4足総コ発第262号 令和4年8月5日区長決定)

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。ただし、第21条及び第22条の規定は、令和4年12月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる内部通報について適用し、同日前に行われた内部通報についてはなお従前の例による。